

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年10月1日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年10月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

記

1. 制定された日本工業規格

歯科用歯内療法器具－第2部：エンラージャ	T 5 2 2 1－2
歯周用プローブ－第1部：一般要求事項	T 5 4 1 8－1
歯周用プローブ－第2部：呼称	T 5 4 1 8－2
歯科用回転器具－軸－第3部：セラミック製	T 5 5 0 4－3
歯科用回転器具－ディスク及びホイールのボア径	T 5 5 1 0
歯科－ハンドピース及びモータ	T 5 9 1 2

2. 改正された日本工業規格

ヘルスケア製品の滅菌－放射線－第1部：医療機器の滅菌プロセスの開発、バリデーション及び日常管理の要求事項	T 0 8 0 6－1
注射針を使用する医療用注入システム－第1部：注射針を使用する注入システム－要求事項及びその試験方法	T 3 2 2 6－1
注射針を使用する医療用注入システム－第2部：注射針－要求事項及びその試験方法	T 3 2 2 6－2
歯科鑄造用14カラット金合金	T 6 1 1 3
歯科鑄造用14カラット金合金用プラスメタル	T 6 1 1 4
歯科修復用コンポジットレジン	T 6 5 1 4
歯科支台築造用コンポジットレジン	T 6 5 2 3

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室においても閲覧に供する。